

糸満市内の保育所等における災害時の臨時休園の判断基準（2025 年 10 月版）

1. 目的

糸満市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）において、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が発生した場合や自然災害の発生が予測される場合（以下「災害時」という。）に、児童や保護者、職員の生命と安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動することができるよう、臨時休園の判断基準等を定める。

2. 対象

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所

3. 基本的な対応方針

保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、災害時においても、特に医療関係者や災害対策・災害復旧等に関する業務に従事する保護者の児童については、保育の提供が求められる。

そのため、児童の安全確保を最優先としたうえで、災害時においても、施設及び施設周辺の安全確認と児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、規模を縮小してでも可能な限り開園することを原則とする。

4. 臨時休園の判断基準

（１）風水害の場合

	区域	開園前	保育時間中
台風により、路線バスが運行停止または運行停止が明らかな場合	全域	・臨時休園可能とする。	・臨時休園可能とし、保護者へお迎えを依頼する。 ・児童全員の引き渡し完了するまでは保育を継続する。
糸満市が「警戒レベル 4（避難指示）」以上発令	避難情報対象区域	・臨時休園可能とする。	・避難指示発令後は臨時休園可能とし、保護者へお迎えを依頼する。 ・児童全員の引き渡し完了するまでは保育を継続する。
糸満市が「警戒レベル 3」	避難情報対象区域	・安全に配慮しながら開園し保育を継続すること	・安全に配慮しながら開園し保育を継続することを

(高齢者等避難)」発令		を原則とする。 ・ただし、開園した場合児童の安全の確保が困難と施設長が判断した場合は臨時休園可能とする。	原則とする。 ・ただし、開園した場合児童の安全の確保が困難と施設長が判断した場合は臨時休園可能とする。 ・児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。
-------------	--	---	--

※「区域」について。「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」・「洪水浸水想定区域」等への該当を沖縄県地図情報システム等で事前に確認しておくこと。

(2) 地震の場合

	区域	開園前	保育時間中
市内のいずれかの地域で震度 5 弱以上を観測	全域	・保育開始前に地震が発生した場合は、当日は臨時休園可能とする。 ・保育終了後に地震が発生した場合は、翌日は臨時休園可能とする。	・臨時休園可能とし、保護者へお迎えを依頼する。 ・児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。

(3) 津波の場合

	区域	開園前	保育時間中
津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令	津波災害警戒区域及び津波災害警戒区域と同等の対応が必要と考えられる区域	・臨時休園可能とする。	・臨時休園可能とする。 ・安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。児童全員の引き渡し完了するまで、保育を継続する。
	上記以外の区域	・安全に配慮しながら開園し保育を継続することを原則とする。 ・ただし、開園した場合児童の安全の確保が困難と施設長が判断した場合は臨時休園可能とする。	・安全に配慮しながら開園し保育を継続することを原則とする。 ・ただし、開園した場合児童の安全の確保が困難と施設長が判断した場合は臨時休園可能とする。

			その場合、安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。児童全員の引き渡し完了するまで、保育を継続する。
津波注意報が発令	津波災害警戒区域及び津波災害警戒区域と同等の対応が必要と考えられる区域	・安全に配慮しながら開園し保育を継続することを原則とする。 ・ただし、開園した場合児童の安全の確保が困難と施設長が判断した場合は臨時休園可能とする。	・安全に配慮しながら開園し保育を継続することを原則とする。 ・ただし、開園した場合児童の安全の確保が困難と施設長が判断した場合は臨時休園可能とする。 その場合、安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。児童全員の引き渡し完了するまで、保育を継続する。

※区域について。「津波災害警戒区域」への該当を沖縄県地図情報システム等で事前に確認しておくこと。また、「津波災害警戒区域と同等の対応が必要と考えられる区域」に該当するか事前に調査・整理しておくこと。

(4) その他

	区域	開園前	保育時間中
建物等に甚大な被害が発生し、安全な保育ができない場合	全域	・臨時休園可能とする。	・臨時休園可能とする。

5. 保育再開の基準

避難情報や警報が解除され、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。

いったん臨時休園とした当日も、児童の受入れ態勢を整え、可能な限り保育の提供に努めることとする。

施設に被害があり、一部使用できない箇所がある、または、交通機関の運休等により出勤できない職員がいるなどで通常保育を行うことができない場合であっても、原則、

臨時休園した翌日（翌日が日曜日・祝日の場合は翌開園日）は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開するよう努めること。

6. 児童の引き渡しについて

児童のお迎えについては、保護者が園に向かう途中に被害にあうおそれ等を考慮したうえで依頼すること。

保護者にお迎えを依頼した場合であっても、帰宅途中に被害にあうおそれがあるなど危険が予測される場合は、保護者も保育所等に待機する、または、保護者とともに避難所等へ避難するなど状況に応じて判断すること。

また、安全な場所に避難することを優先し、具体的な引き渡しの方法については、保育所等で作成する災害時マニュアルに記載するとともに、事前に保護者へ周知し、共有しておくこと。

7. 保護者との連携

児童の生命を守り、安全に保護者へ引き渡すためには、保護者の理解と協力が必要不可欠である。そのため、保護者への連絡手段を決め、事前に周知しておくとともに、避難場所や避難経路、引き渡しルールなど、災害時に保育所等が行う各種対応について、保護者へ丁寧に継続した周知を図り、理解が得られるよう努める。

8. 保育所等における災害時マニュアルの作成について

本基準は、災害時の臨時休園の判断基準を示すものである。災害時にどのような危険があり、どのように行動するかは施設の状況や周辺環境等によって異なるため、保育所等においては、それぞれの状況に応じて、より詳細かつ具体的な対応と各職員の役割等を定めた災害時マニュアルを作成し、職員間で共有しておくこと。

災害によっては、本基準により難しい状況になることも考えられ、また、災害後は、市と連絡がとれなくなることも想定される。その場合においては、市からの指示や協議を待たずとも、児童や職員の安全確保を最優先に考えて、保育所等の災害時マニュアルに基づき、対応を判断すること。